

東日本大震災がれき処理作業等における石綿の気中濃度モニタリングについて（案）

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

1 目的

石綿気中濃度モニタリング（以下「モニタリング」という。）の目的は、東日本大震災におけるがれき処理作業に伴う作業者の石綿へのばく露の実態を把握するものである。

2 概要・方法

(1) モニタリングは以下の2種とする。

ア 発じんの最も激しいと思われる箇所の風下で、安全を保ちうる最も近い定点におけるモニタリング

イ 個人サンプラーによるモニタリング

(2) モニタリングは、作業環境測定基準、屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインの他、日本作業環境測定協会の作業環境測定ガイドブックに準じた手法で行う。ただし、測定頻度等に関する規定を除く。

なお、生データについては、本年度中は保存しておくこと。

(3) (2)の結果の総繊維数により、以下の手法で石綿の同定を行うこと。

ア 総繊維数がリットルあたり 15 f を超えたときは位相差/偏光顕微鏡法による確認を行う。（最初から位相差/偏光顕微鏡法を用いてもよい）

イ 総繊維数がリットルあたり 150 f を超えたときは電子顕微鏡法による石綿の同定を行う。

(4) 測定の場所は、岩手県、宮城県、福島県（計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を除く。）の、震災における被災地区を中心に下記3の考え方に基づいてモニタリングポイントを決めるものとする。ただし、一部のモニタリングポイントについては、他県の震災による被災地等を含めて厚生労働省が指定する。

3 測定する作業場の選定について

(1) モニタリングを行う作業の場所は、100作業場所を選定する

(2) モニタリングを行う作業場は、以下の作業を行っている場所を少なくとも1カ所は含めるものとする。ただし、海底・川底などがれき処理については、対象としない。

ア 建築物（コンクリート造の建築物）の解体

イ 鋼製船舶の解体

ウ 以下の地域におけるがれきの収集

(ア) 住宅地（住宅の集中する地域）

(イ) 市街地（コンクリート造の店舗、事務所等のある地域）

(ウ) 工場地帯

(エ) 港湾地区

エ がれきの仮置き場、集積場における集積作業

オ がれきの仮置き場、集積場等におけるがれきの破碎作業

カ その他、厚生労働省の指定する作業場所

(3) モニタリングを行う作業の場所は、事前に厚生労働省と調整すること。(一部の作業の場所については厚生労働省が指示する。)

4 測定について

(1) モニタリングは、作業場所ごとに定点におけるモニタリングを1カ所、個人サンプラーによる測定を作業員3名に対して行う。

(2) 個人サンプラーによるモニタリングは、以下の作業員について行うようにする。以下の作業員で3名に達しない場合は、他の作業員について行うこと。

ア 重機のオペレーター

イ 重機の周辺の作業員

ウ がれき運搬のトラックの運転手

エ 鋼製船舶の解体にあたる作業員

(3) 晴雨、風速、湿度等の天候の状態によって、石綿粉じんの発生状況が異なることが考えられるため、できる限り、最も状況が悪化すると考えられる、晴、無風、低湿度となる日を優先するものとする。

5 モニタリングの記録

モニタリングの記録は、別添様式（環境省の記録様式）によるものとする。

6 その他

各作業場所の測定結果については、対象の事業者に対して速やかに通知し、事業者から関係労働者に周知するものとする。